

建設工事従事者の安全及び健康の確保
並びに処遇の改善に関する徳島県計画

(素案)

令和〇年〇月
徳島県

目次

はじめに

1. 「徳島県計画」策定の経緯
2. 「徳島県計画」の目的とその特色等
3. 「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けて
～「徳島県計画」に関連する目標～

第1 現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備
2. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

第2 施策についての基本的な方針

1. 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金、工期の設定
2. 安全及び健康が確保された施工計画等
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び建設業の持続的発展に向けた取組の推進

第3 総合的かつ計画的に講ずべき施策と具体的取組

1. 請負契約における責任体制の明確化
2. 請負契約における経費の適切かつ明確な積算と工期の設定
 - (1) 安全衛生経費等の適切かつ明確な積算
 - (2) 適切な工期の設定
3. 建設現場の安全性の向上等
 - (1) 建設現場の安全性の点検、分析、評価等に関する自主的な取組の推進
 - (2) 安全及び健康に配慮した設計、工法や資機材の普及促進
 - (3) 「新しい生活様式」を取り入れた職場環境の改善
4. 墜落・転落災害防止対策の充実強化
 - (1) 労働安全衛生法令の遵守徹底
 - (2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化
5. 建設現場における措置の統一的な実施
 - (1) 建設業者間の連携の促進
 - (2) 一人親方等の安全及び健康の確保
 - (3) 労災保険特別加入制度の周知の徹底

6. 安全及び健康に関する意識の向上
 - (1) 安全衛生教育の促進
 - (2) 安全及び健康に関する意識啓発に係る自主的な取組の促進
7. 処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
 - (1) 社会保険等の加入徹底
 - (2) 建設キャリアアップシステムの活用推進
 - (3) 働き方改革の推進
 - (4) 資格取得の推進等によるキャリアアップ支援
8. 生産性の向上に向けた取組
 - (1) 建設デジタルトランスフォーメーションの推進
 - (2) ICT専門人材の育成
9. 多様な担い手が活躍できる職場環境の実現
 - (1) 女性が働きやすい職場環境づくり
 - (2) アクティブシニアへの対応
 - (3) 外国人労働者への対応
10. 担い手の確保に向けた建設業の魅力発信

第4 「徳島県計画」の推進体制

第5 施策等の推進状況の点検と「徳島県計画」の見直し

計画策定委員会委員一覧

本計画における用語については次のとおり定義する。

【建設業者】・・・建設業を営む者

【建設工事従事者】・・・建設工事に従事する者

【建設工事】・・・建設業法第2条第1項に規定する建設工事

【関係団体】・・・建設業の業界団体、建設業労働災害防止協会徳島県支部 等

【建設業者等】・・・建設業を営む者に「関係団体」を加える

【関係（行政）機関】・・・厚生労働省徳島労働局 国土交通省四国地方整備局

はじめに

1. 「徳島県計画」策定の経緯

建設業における重大な労働災害は、これまでの建設業関係者による努力によって減少。しかしながら、建設業は未だ死亡災害が最も多い業種となっている。このため、建設工事従事者の安全と健康の確保に関する基本理念、国の責務や施策の基本となる事項等を定めた「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」が制定され、国は同法第8条に基づいて基本計画を策定したところである。

また、近年、建設業を取り巻く環境は大きく変化し、長時間労働の是正などによる働き方改革の促進、情報通信技術の活用による生産性の向上などが求められており、これらの環境の変化や課題に対応するため、令和元年6月「新・担い手3法」として、品確法、建設業法、入契法が改正されたところである。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、工事一時中止・延期の影響を受けやすい建設工事従事者について、適正な請負代金や工期の設定、安全・健康への一層の配慮が必要となっている。

建設業は、社会資本の整備や適切な維持管理に重要な役割を果たし、災害発生時には、県民の生命・財産を守る地域の守り手として、なくてはならない存在であるが、その一方で、建設業における若者の入職の減少とともに、建設工事従事者の高齢化が進行する中、建設工事従事者の就労環境の改善による担い手の確保が急務となっている。

このような状況を踏まえ、建設現場で働く人たちの安全と健康を確保するとともに、処遇の改善を図ることにより、建設業を魅力的な仕事の場とし、担い手の確保、さらには建設業の発展に資することを目的に、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」第9条に基づき、「建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する徳島県計画（以下「徳島県計画」という。）」を策定する。

2. 「徳島県計画」の目的とその特色等

「徳島県計画」においては、建設現場の労働災害等、建設業を取り巻く現状と課題を踏まえ、公共工事・民間工事を問わず、徳島県における建設工事従事者の安全と健康の確保、処遇の改善のために必要な基本的な方針や施策を定めるとともに、これらに基づき建設業に関わる全ての者が具体的な取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

本計画は、国の機関や関係団体、さらには現場をよく知る女性や若者の従事者を委員とする「徳島県建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する計画策定検討委員会」において審議し策定する。

また、本計画には、新型コロナウイルス感染防止の観点から「新しい生活様式」を取り入れた職場環境の改善、さらには、女性が働きやすい職場環境づくりや建設ICTに対応した専門人材の育成、資格取得の推進によるキャリアアップ支援など、女性や若者の目線に立った取組も含め、就労環境全体の改善を目指した計画とする。

この計画により、建設工事従事者が安全安心な職場環境のもとで活躍でき、また、一人でも多くの女性や若者等が建設業に従事しようとする契機となるよう、関係団体・機関等と連携し、本計画に位置づけた施策を推進する。

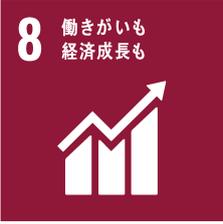
3. 「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けて

～「徳島県計画」に関連する目標～

平成27年（2015年）、国連総会で国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択された。

この中で、令和12年（2030年）までの「持続可能な開発目標（SDGs）」として17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、国連に加盟する全ての国が、あらゆる形態の貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育の確保、気候変動やその影響の軽減などに取り組むこととしている。

「徳島県計画」に関連する目標は次のとおりとなる。

<p>目標4（教育） すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 
<p>4.4 技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。</p>	
<p>目標5（ジェンダー） ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 
<p>5.b 女性のエンパワーメント促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでのエンパワーメントのための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。</p>	
<p>目標8（経済成長と雇用） 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 
<p>8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。</p>	
<p>目標17（実施手段） 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 
<p>17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。</p>	

第1 現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

徳島県の建設業における死亡災害の発生は、長期的には減少傾向にある。労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法に基づく関係省令は幾度となく改正され、危害防止基準等が年々充実強化されるとともに、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動が相まって、徳島県における死亡者数は、昭和53年の18人から令和元年には3人まで減少した。しかしながら、全産業における死亡災害のうち、建設業が占める割合は、ここ10年間（平成22年～令和元年）の平均で30%を超えており、全産業の中で建設業は死亡災害が多い業種となっている。【図1】

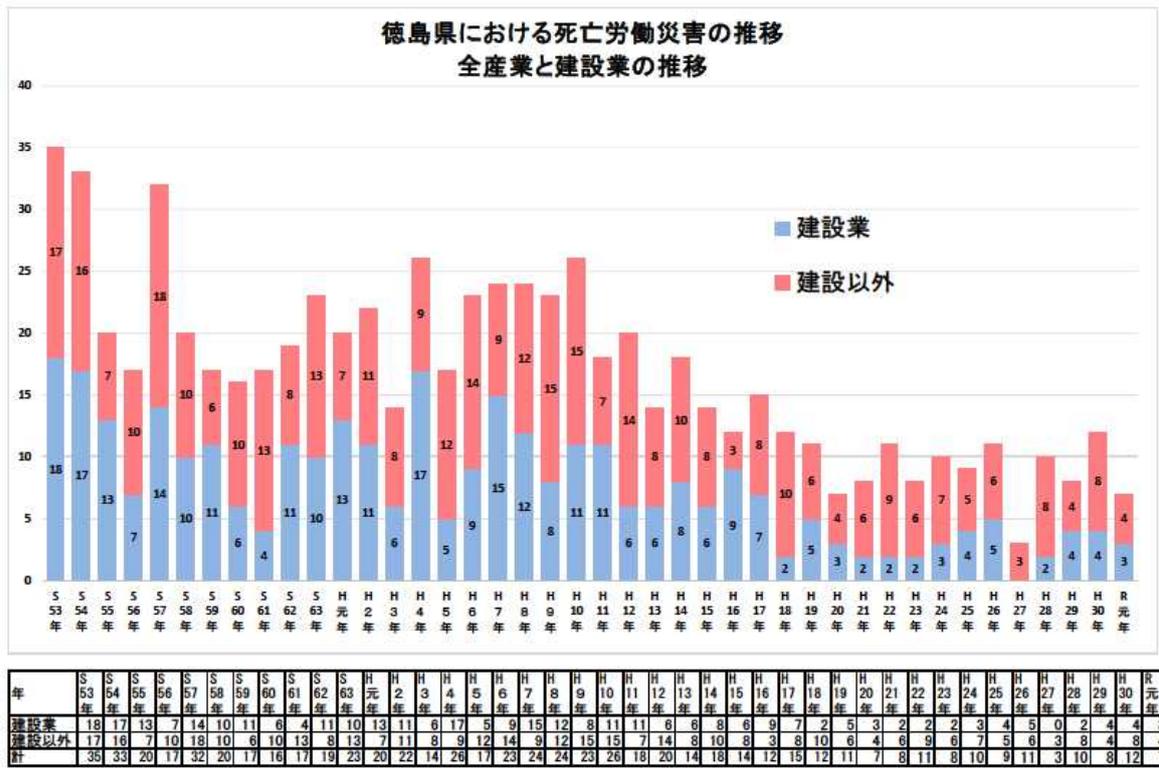
4日以上休業を要する労働災害については、建設業が占める割合は、ここ10年間の平均で約19%であり、労働災害の発生状況をみると、墜落・転落災害の占める割合が、令和元年において36.7%となっており、労働災害のうちでも、特に墜落・転落災害防止が急務と言える。【図2】【図3】

このような現状を重く受け止め、建設業における災害の撲滅に向けて一層の実効性のある取組を推進する必要がある。

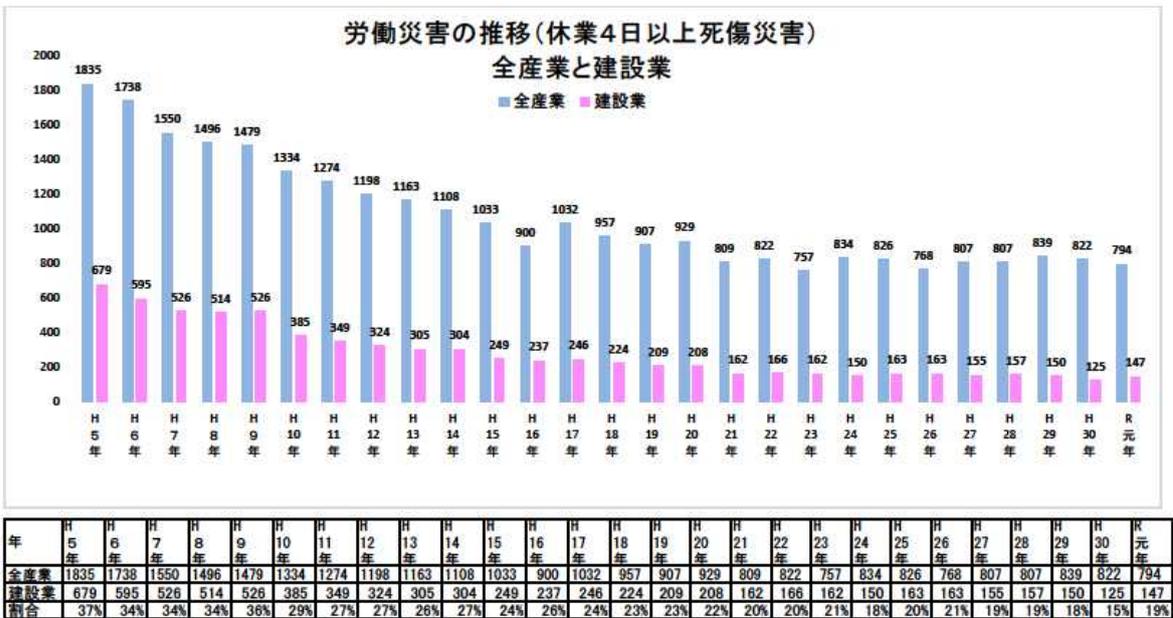
建設工事従事者の安全及び健康の確保については、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、さらに、建設業者等による安全性の点検や啓発など、自主的な取組の一層の推進が重要となる。また、その前提として、請負契約における責任体制の明確化や適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。

さらに、いわゆる一人親方や自営業主・家族従事者（以下「一人親方等」という。）については、労働安全衛生法上の労働者には当たらないため、同法の直接の保護対象とはならない。しかしながら、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同じような作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、ここ3年間（平成29年～令和元年）の平均で、全国では毎年100人弱、県内では2人程度の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されており、建設工事において重要な担い手である一人親方等に対する安全及び健康の確保についても、建設現場における業務の実態や災害の発生状況等からみて、特段の対応が必要である。

【図1】



【図2】



【図3】

令和元年「徳島県内」の業種別・事故の型別労働災害発生状況

【労働者死傷病報告（休業4日以上）による】

区 分	事 故 の 型 別		件 数 (内死亡)		比 率
	①				
【建設業】 (総件数 147 件) (全業種比 18.5%) 【死者数 3名】 ※「おぼれ」による死亡	①	壁 落 ・ 転 落	54	(1)	36.7%
	②	は さま れ ・ 巻 き 込 ま れ	19		12.9%
	③	飛 来 ・ 落 下	16		10.9%
	④	転 倒	14		9.5%
	⑤	切 れ ・ こ す れ	12		8.2%
	⑥	崩 壊 ・ 倒 壊	8		5.4%
	⑦	交 通 事 故 (道 路)	6		4.1%
	⑧	高 温 ・ 低 温 の 物 と の 接 触	5		3.4%
		動 作 の 反 動 ・ 無 理 な 動 作	5		3.4%
	⑩	激 突 さ れ	3	(1)	2.0%
	上 記 以 外 の 型	5	(1)※	3.4%	

出典：徳島労働局 健康安全課

2. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

建設業においては、近年技能労働者の賃金水準は上昇傾向にあるものの、いまだ他産業の労働者と比べて低い水準にある。また、他産業では一般的となっている週休二日の確保が十分ではなく、総労働時間が長くなっている。

建設業における若者の入職の減少とともに、建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場とし、処遇の改善や技能・技術の振興を含めた地位の向上を図りつつ、建設業の新たな活力として期待される女性や若者など、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。【図4～9】

【図4】

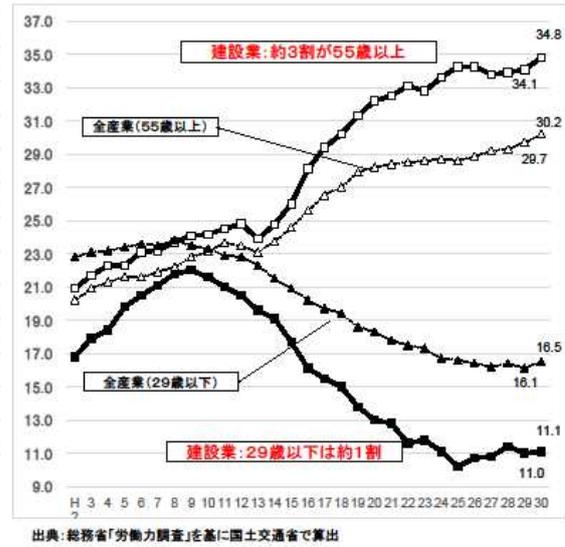
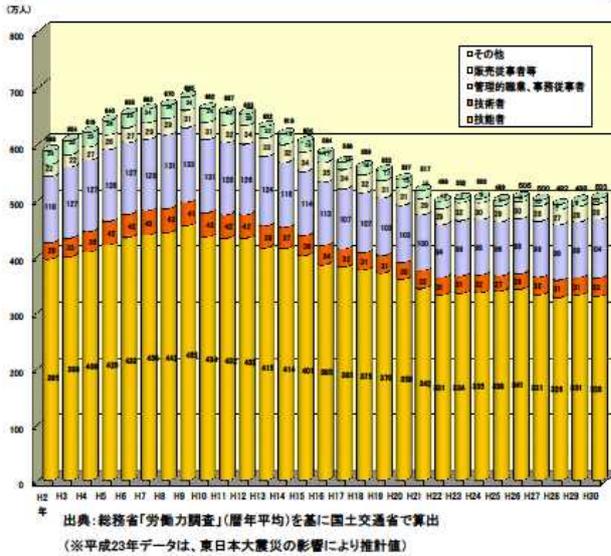
建設業就業者の現状

技能者等の推移

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 503万人(H30)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 33万人(H30)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 328万人(H30)

建設業就業者の高齢化の進行

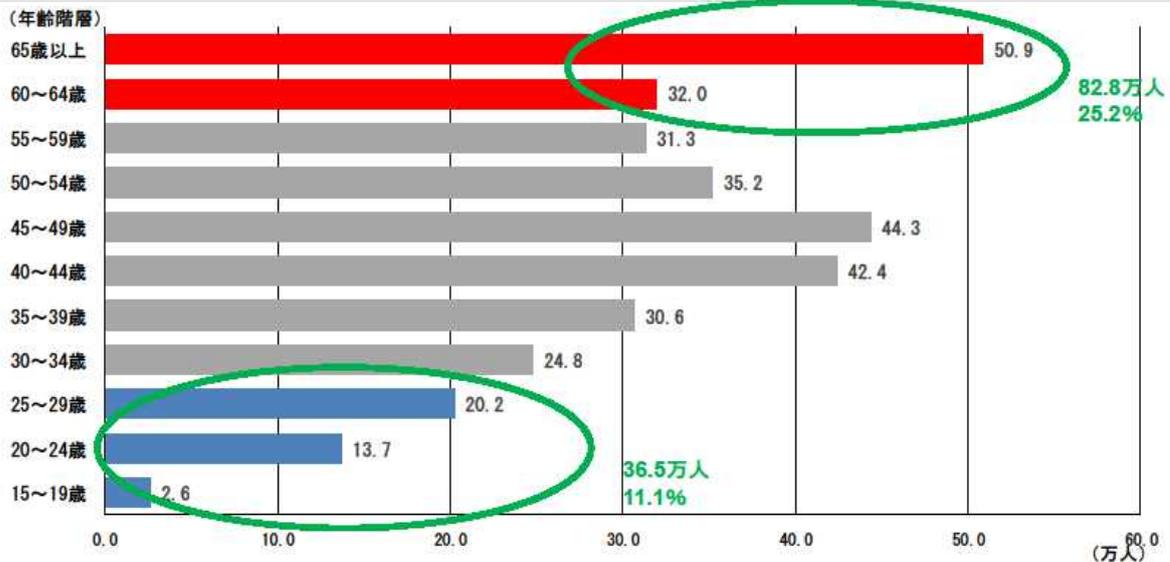
- 建設業就業者は、55歳以上が約35%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成29年と比較して55歳以上が約5万人増加、29歳以下は約1万人増加。



【図5】

年齢階層別の建設技能者数

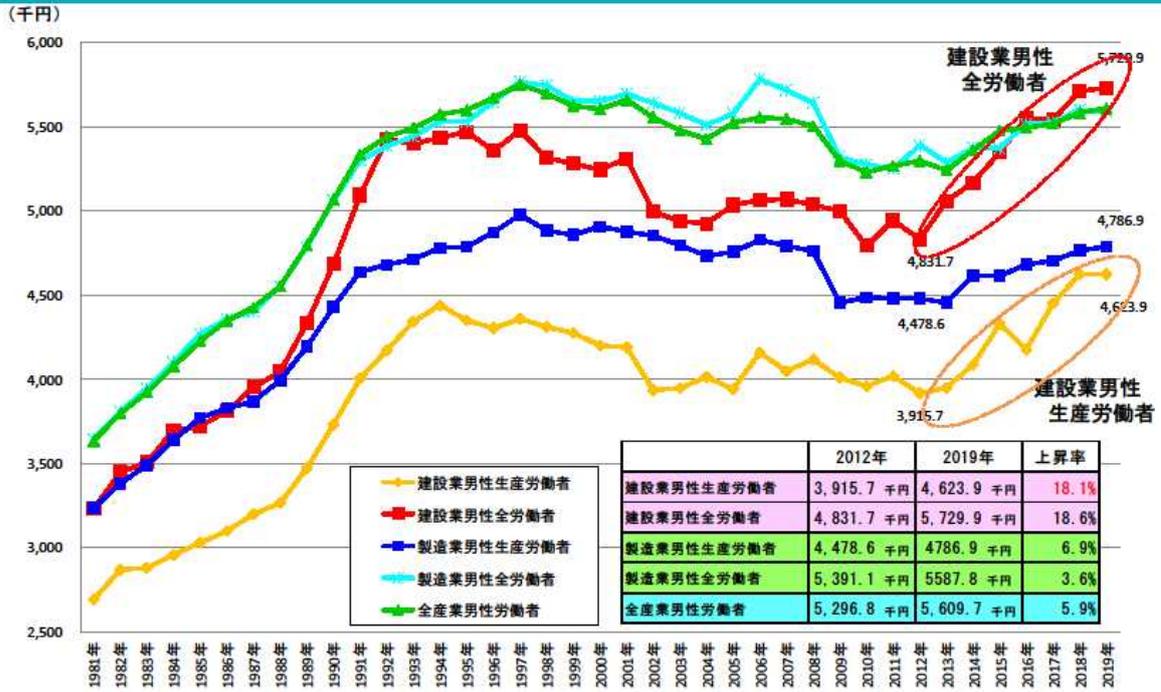
- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約10%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。



出所：総務省「労働力調査」(H30年平均)をもとに国土交通省で推計

【図6】

年間賃金総支給額の推移(製造業との比較)

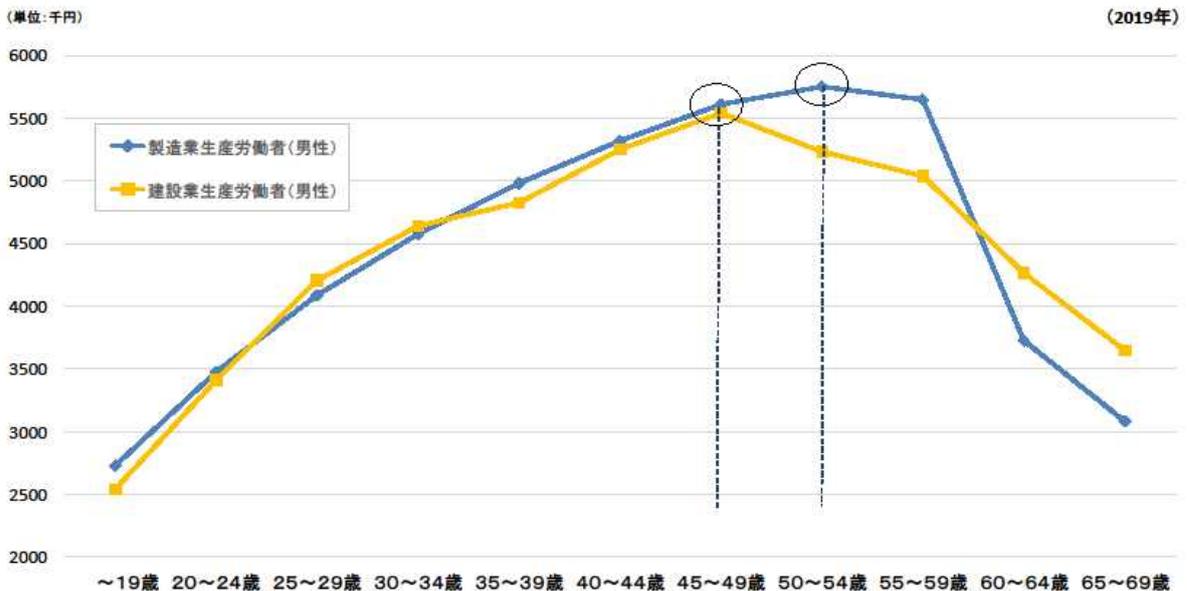


(資料) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
 ※年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与其他特別給与額

【図7】

年齢階層別の賃金水準(製造業との比較)

- 製造業の賃金のピークは50~54歳であることに對し、建設業の賃金ピークは45~49歳。
- 賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、現場の管理、後進の指導等のスキルが十分に評価されていない可能性。

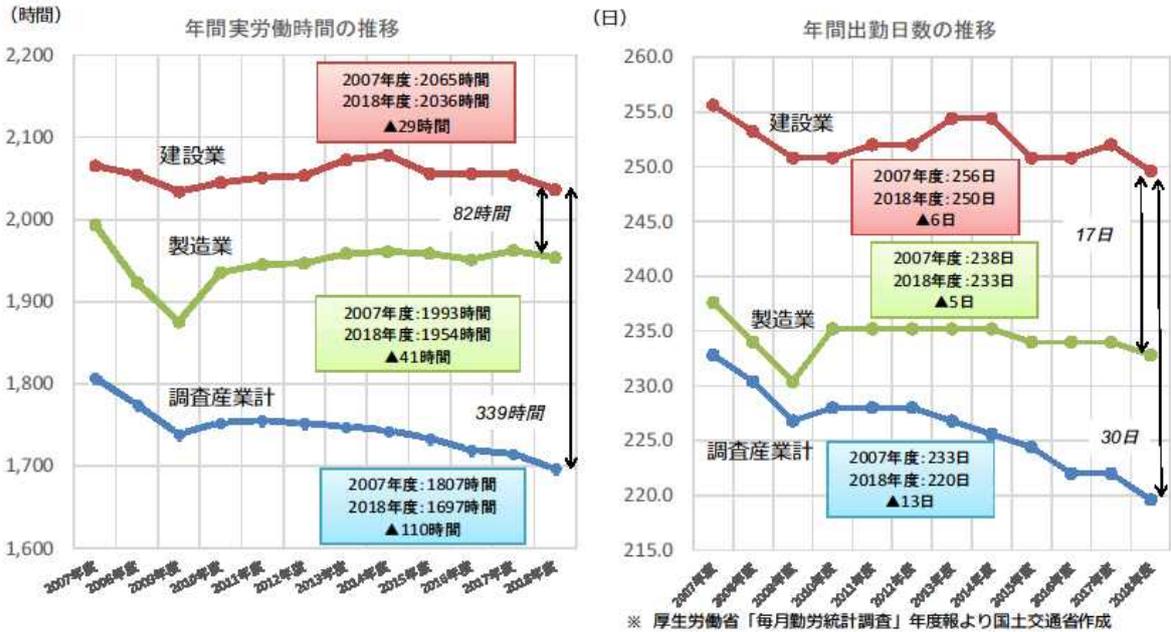


出典:令和元年賃金構造基本統計調査

【図8】

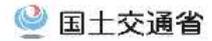
実労働時間及び出勤日数の推移（建設業と他産業の比較）

○年間の総実労働時間については、他産業と比べて300時間以上（約2割）長い状況です。また、10年程前と比べて、全産業では約110時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい（約29時間減少）で、大幅な改善は見られません。

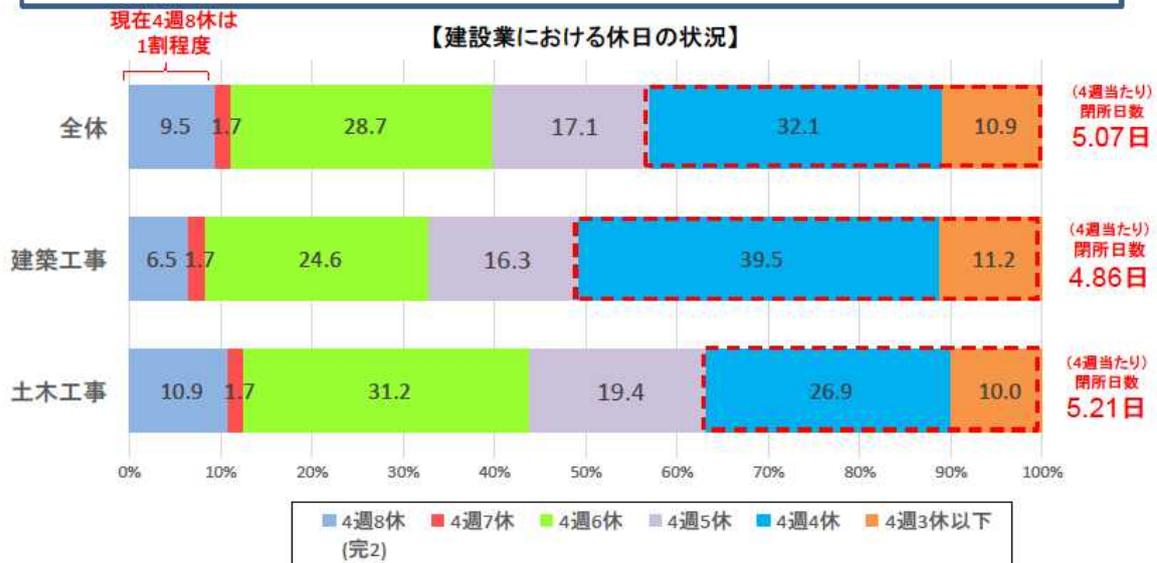


【図9】

建設業における技術者の休日の状況



○ 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。



【注】
 ※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
 ※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

出典: 日建協「2018時短アンケート(速報)」を基に作成

第2 施策についての基本的な方針

1. 請負契約における責任体制の明確化、適正な請負代金、工期の設定

建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者との相互理解と協力に基づき、対等な立場でそれぞれの責任と役割分担を明確にし、請負契約が締結されることが重要となる。仮に不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。労働安全衛生法は、建設現場において、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務づけている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

また、工期については、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。特に年度末にかかる工事を変更する際には、年度内完了に固執することなく、必要な日数を見込む等、工事施工に必要な日数を確保することが必要である。

2. 安全及び健康が確保された施工計画等

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

このことから、設計から施工まで全体を通じて建設工事従事者の安全と健康が確保される工法・工程となるような施工計画の策定を現場ごとに確実に取り組む必要がある。

設計段階においては、建設現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

さらに、今般のコロナ禍における感染防止対策を徹底する観点や、設計、施工等の各段階を通じた安全性確保のための取組を強力に進める観点から i-Construction といった情報通信技術の建設現場への導入を積極的に推進する必要がある。

加えて、建設工事において重要な担い手である一人親方等に対する安全及び健康の確保についても、建設現場における業務の実態や災害の発生状況等からみて、他の労働者と同等の対応が必要となる。

3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、例えば一人の建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発すおそれがある。

近年では、建設現場における労働災害が過去に比べて相対的に減少しているため、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の一人ひとりが安全及び健康の確保のために必要な手順や動作など、基本的な事項を遵守徹底することはもとより、建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先する気風や気質をさらに醸成していくための取組を推進していくことが必要である。

4. 建設工事従事者の処遇の改善及び建設業の持続的発展に向けた取組の推進

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令に基づく最低基準の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくこと等が重要である。

その前提として、社会保険等の加入徹底、適切な賃金水準の確保、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進、資格取得の推進等によるキャリアアップ支援など、処遇の改善や地位の向上が図られることが重要である。

また、これからの建設業の新たな成長、発展に不可欠なデジタルトランスフォーメーションの推進、建設ICTに対応した専門人材の育成に加え、女性が働きやすい職場環境づくりなど、女性や若者の目線に立った取組も含め、就労環境全体の改善といった取組を通じて、女性や若者、さらにはシニア層や外国人といった将来にわたる多様な担い手を確保することにより、建設業の持続的発展が可能な環境整備を進めることが重要である。

第3 総合的かつ計画的に講ずべき施策と具体的取組

1. 請負契約における責任体制の明確化

建設工事の適正な施工を行うためには、発注者、元請負人、下請負人が請負契約の内容に基づいて、それぞれが求められる役割を適切に果たすことが前提となる。下請契約の施工においては、各建設業者が適切な安全衛生対策を講ずるよう労働安全衛生法上の労働災害防止に関する義務を果たす必要がある。

また、各建設業者は連携を密にして、元請負人は関係請負人が労働安全衛生法令に違反しないように指導や安全衛生教育に対する援助を行うとともに、作業間の連絡・調整、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止など、労働安全衛生法に基づく統括安全衛生管理の徹底を図っていく。

徳島県発注工事では、「徳島県建設業者等立入り調査実施要綱」に基づき、一括下請負の禁止、技術者の専任配置、元請負人と下請負人との間の対等な関係に基づく適正な契約締結の点検を行う等、引き続き、法令遵守の徹底を図っていく。

【主な施策・取組】

(記載例)

- ・ 立入検査を通じた法令遵守の指導徹底
- ・ 講習会の開催等による法令遵守の徹底
- ・ 関係団体に対し傘下建設企業への周知徹底の依頼

【関係機関・団体の取組】

2. 請負契約における経費の適切かつ明確な積算と工期の設定

(1) 安全衛生経費等の適切かつ明確な積算

建設工事従事者の安全及び健康の確保には、請負契約の発注者・受注者間において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。

一方、安全な工事の施工のために必要な安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、国が「建設工事における安全衛生経費の実態に関する調査」に基づいて検討している、下請負人まで確実に支払われる実効性ある施策を踏まえ、徳島県として必要に応じて措置を講じていくとともに、民間発注工事においても安全衛生経費を適切に確保し、支払うことが求められる。

また、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じた労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査の実施等を通じて、安全衛生経費の確認など法令遵守の徹底を図っていく。

【主な施策・取組】

(記載例)

- ・ 県発注工事における適正な積算基準及び単価を反映した予定価格の設定
- ・ 最低制限価格制度等の適切な運用によるダンピング受注の排除
- ・ 立入検査を通じた安全衛生経費計上等の法令遵守の指導徹底
- ・ 受注者に対し契約時に文書による要請
- ・ 関係団体に対し傘下建設企業への周知徹底の依頼(再掲)

【関係機関・団体の取組】

(2) 適切な工期の設定

建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、週休二日の実現や労働時間の短縮に向けて、請負契約において休日等の日数を確保するなど適切な工期が定められるとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が終わらない見込みの場合は、適切な工期延長が行われるなどの環境を整備する必要がある。

徳島県発注工事においては、週休二日工事の拡大や、「建設工事における適正な工期設定等のガイドライン」を踏まえて、標準的な準備期間や後片付け期間の日数に加え、降雨日などの作業不能日の設定や休日に夏季休暇期間等を追加するとともに、「土木設計業務等設計変更ガイドライン」に沿った設計変更の実施により、適切な工期設定を行っている。

更に、稼働している工事の平準化の状況について平準化率を指標として導入するとともに、工期が12カ月未満の工事に対する債務負担行為の積極的な適用や当該年度に歳出予算がなく、翌年度への債務負担行為のみを設定すいわゆるゼロ県債を活用し、翌年度工事の契約を行うなど、平準化にかかる取組を引き続き適切に実施していく。

民間発注工事においても、「建設工事における適正な工期設定等のガイドライン」が制定された趣旨に沿って、受注者・発注者が相互の理解と協力のもとに十分な協議を行い、適切な工期を設定することが求められる。

【主な施策・取組】

(記載例)

- ・週休二日を仕様とする「担い手確保モデル工事」の拡大
- ・「適正な工期確保」及び「施工時期の平準化」に向けた取組の推進
- ・「工期発注見通し」情報の拡充
- ・余裕期間制度の拡充
- ・債務負担行為や繰越制度の活用による施工時期の平準化
- ・「建設工事における適正な工期設定等のガイドライン」の周知

【関係機関・団体の取組】

3. 建設現場の安全性の向上

(1) 建設現場の安全性の点検、分析、評価等に関する自主的な取組の推進

建設現場の安全衛生水準を上げていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善するマネジメントシステムを構築することが重要である。

このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例に関する情報や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組等の発信を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、県工事の完了時等における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を推進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会の取組を一層進める。

さらに、建設現場における安全点検、パトロール等の建設業者等の自主的な取組を一層活発にするため、関係行政機関や関係団体等と協力し、点検・パトロールを行う者の能力向上、労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用や元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。

なお、これらの取組に当たっては、建設現場における安全衛生対策を強化していくことについて、県民の理解と関心を深めていくことが必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要である。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

(2) 安全及び健康に配慮した設計、工法や資機材の普及促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する必要がある。

また、ICT建設機械やUAVを活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量など危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進するとともに、生産性向上にも配慮した安全な工法等の普及を推進する。

さらに、国の各種ガイドラインの策定等による安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる国の「公共工事等における新技術活用システム（NETIS）」による新技術の効果的な普及を促進する。

この他、熱中症対策や建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえた高齢者に配慮した作業方法など、作業環境の改善を図る。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

(3) 「新しい生活様式」を取り入れた職場環境の改善

新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされている。

建設業においては、地域経済を下支えする建設工事の執行に支障が無いよう「とくしまスマートライフ宣言」や「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、体温測定等による健康管理、マスクの着用や三つの密の回避等の「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策の徹底に加え、感染防止対策に効果のあるWeb会議、遠隔臨場、ASP（情報共有システム）の導入といったさらなる業務のICT化など、職場環境の改善の取組を進める必要がある。

また、気温及び湿度が高い日においては「『新しい生活様式』における熱中症予防行動のポイント」等を踏まえつつ、現場の状況に応じて新型コロナウイルス対策に伴う熱中症リスクの軽減等に取り組む。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

4. 墜落・転落災害防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底

建設現場においては、今なお墜落・転落災害が最も多くなっている。徳島県においても、令和2年は、これまでに2人の労働者及び1人の一人親方等が墜落・転落災害により、死亡している。過去の墜落・転落災害をみると、その多くに労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）違反が認められる状況にある。このため、墜落・転落災害のさらなる減少に向けて、徳島県、関係行政機関、建設業者や関係団体が実施する安全衛生講習会や工事安全パトロール等を通じ、労働安全衛生法令に基づく措置の遵守徹底を図っていく。

加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及のため、実効性のある対策を講ずる。

(2) 墜落・転落災害防止対策の充実強化

公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要であることに鑑み、墜落・転落災害の発生状況や関連する施策の実績等を踏まえつつ、墜落・転落災害防止対策の充実強化について、国の調査・検討を踏まえた対策に取り組む。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

5. 建設現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

一人親方等の安全及び健康の確保を促進するためには、労働安全衛生法上の労働者だけでなく、一人親方等を含めて建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。

このため、一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握するとともに、死亡災害など重篤な災害が発生した場合、速やかに労働基準監督署への情報提供を行うこととする。また、国等による一人親方等の災害の特徴に関する分析等の情報を収集し、災害防止対策の基礎資料として活用していく。

また、一人親方等に関しては労働安全衛生法の直接の保護対象に該当しないため、一人親方等に直接仕事を発注する立場の建設業者による一人親方等への安全及び健康の配慮を促進するとともに、一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援するため、関係行政機関等と連携していく。

(3) 労災保険特別加入制度の周知の徹底

一人親方等については、労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないことから、労災保険への加入を希望する場合、特別加入制度へ任意加入する必要がある。

このため、建設現場において労働者としての実態がある者については、関係行政機関が連携・協力して、労働者として扱うよう改めて建設業者等に周知・指導するとともに、特別加入していない一人親方等の実態の把握に努めるものとする。また一人親

方等への安全及び健康の確保とあわせて、元請負人等を通じて一人親方等で特別加入制度に任意加入していない者に対して任意加入を積極的に周知・啓発していく。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

6. 安全及び健康に関する意識の向上

(1) 安全衛生教育の促進

建設業者による労働安全衛生法に定められた法定の教育の実施とともに、徳島県や関係行政機関が開催する安全衛生講習会等において、安全衛生管理の能力向上教育など、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進することが必要である。

また、災害の多くは中小規模の建設現場で発生していることを踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を促進する。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

(2) 安全及び健康に関する意識啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設現場の安全を高めるために自主的な取組を促進する必要がある。

このため、各建設現場に関し建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、建設業界全体での情報の共有と取組の拡大を図る。

また、建設工事の現場において、安全衛生水準の向上等について顕著な実績をあげた建設工事従事者、建設業者や関係団体等を表彰すること等を通じて、関係者の意識を高めることにより、安全衛生水準のさらなる向上とともに、建設工事従事者の技能者としての地位の向上に繋げる。

あわせて、各建設現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策、職場におけるハラスメント対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口やパワハラなどの職場の人間関係についての相談窓口について、現場レベルでの周知と活用を促進する。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

7. 処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、平成24年度から、建設業の許可・更新時の加入確認や未加入業者に対する指導、未加入業者の日本年金機構への通報、徳島県発注工事おける元請及び下請の社会保険加入業者への限定、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の制定等、行政と建設業関係者が一体となって対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきた。

一方で、いまだ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、十分な法定福利費が確保できていないとの声もあるため、徳島県、関係行政機関や関係団体で構成される「徳島県建設業社会保険加入推進地域会議」を開催し、社会保険加入に向けての企業が守るべき「行動基準」を採択するなど、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書を活用した法定福利費の適切な確保と建設業者及び建設工事従事者の社会保険の加入の徹底について実効性のある対策を推進していく。

なお、現在国が、令和元年6月の建設業法改正に伴う社会保険の加入を建設業許可の要件とする省令改正を予定しており、実施時期等が確定した際は、遺漏、混乱の無いよう周知等を徹底していく。

また、一人親方との契約の形態が請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者や関係団体等及び建設工事従事者に対し周知を徹底していくしていく。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、建設キャリアアップシステムが、平成31年4月から運用されている。徳島県や関係団体等は、その普及・利用促進に向けた説明会やリーフレットの配布等を通じ、建設キャリアアップシステムが広く活用されるよう連携して取り組んでいく。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

(3) 働き方改革の推進

総労働時間が長く、休みが取れないことや、賃金が他産業の労働者と比べて低い水準にあることが、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由の一つとなっている。このため、平成29年3月に働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」や令和元年6月に改正された「新・担い手3法」の趣旨を踏まえ、適正な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保、工事関係図書の削減・簡素化等、公共工事のみならず全ての建設工事について、建設業における働き方改革を進める。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、メンタルヘルスケアの充実等の取組を推進する。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

(4) 資格取得の推進等によるキャリアアップ支援

県内建設業の将来の担い手である若手技術者の育成、さらには、処遇改善、資質向上に資するため、関係団体と連携し、国家資格である「1級土木施工管理技術検定試験」の受験準備講習会、また、県内工業系高校生を対象に、建設業への入職促進に繋げる「2級土木施工管理技術検定試験」の受講準備講習会を開催し、建設技術資格取得に向けた取組を推進する。

また、その他にも、関係団体と連携し、技能者の知識と技量を身につける機会を設け、それぞれのキャリアアップを支援する。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

8. 生産性の向上に向けた取組

(1) 建設デジタルトランスフォーメーションの推進

生産年齢人口が減少する中、今後、建設業が新たな成長・発展をするためには、中小建設業も含め、ICT施工や建設生産プロセス全体での3次元データ活用などのi-Constructionをさらに進め、建設業全体のデジタルトランスフォーメーションの実装により、より一層の生産性の向上を図る必要がある。

徳島県の発注工事においても、建設現場にICT施工やi-Constructionを積極的に導入するため、ICT活用工事を発注していくとともに、ICT活用工事の事例紹介や優良企業表彰、ICT現場見学会、ICT勉強会を開催しており、今後、さらに、この取組を一層進めていく。

(2) ICT専門人材の育成

また、ICT施工、i-Constructionの導入にあわせ、これらに対応できるICT専門人材の育成を図るため、関係団体とも連携して、専門人材の育成に向けた取組を推進する。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

< I C T施工の導入事例 >

9. 多様な担い手が活躍できる職場環境の実現

(1) 女性が働きやすい職場環境づくり

建設業における女性活躍の機運をさらに高め、性別に関わらず誰もが働きやすい、魅力ある建設業にしていくため、建設業者が女性活躍の推進に自律的・継続的に取り組める環境の整備を促進する。

女性の活躍を推進するには、妊娠中や子育て期間中も働き続けられる環境づくりが重要であるため、関係行政機関と連携して、母性健康管理措置の徹底及び仕事と育児が両立できる勤務時間の設定など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりの取組を促進する。

また、女性専用トイレの設置など女性が働きやすい建設現場の環境整備を行う。

さらには、「建設産業女性活躍セミナー」の開催等により、女性活躍の機運を醸成するとともに、建設業の新たな担い手として期待される女子学生向けの現場見学会、女性技術者との座談会を開催することにより、入職につながる取組を実施する。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

〈なでしこBC連携の取組〉

<建設女子・活躍発信バスツアー>

(2) アクティブシニアへの対応

平均寿命の延伸により、シニア層が活躍できる社会の創造が求められる中、建設業においても、就労意欲のあるアクティブシニアが、安全で安心して働けるよう、建設現場の安全確保及び労働災害防止に向けた取組を実施するなど、シニア層が就労・活躍できる環境整備を推進する。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

(3) 外国人労働者への対応

外国人労働者は、全国では平成27年の907,896人から令和元年には1,658,804人となり、この間で約1.8倍に、徳島県でも平成27年の3,086人から令和元年には4,946人と、約1.6倍となっており、増加傾向である。中でも建設業での増加が大きく、徳島県においては平成27年の131人から令和元年には418人と3倍以上に急増している。

将来、さらに増加が予想される建設現場の外国人労働者に対しては、一般的に日本の労働慣行や日本語を習熟していないため、雇入れ時に安全衛生教育を徹底するとともに、安全確保に必要な作業手順や危険箇所等を理解しやすいよう、例えばイラストを活用した多言語による安全衛生教育の充実・強化について、関係行政機関と連携して推進していく。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

10. 担い手の確保に向けた建設業の魅力発信

建設業において担い手不足が深刻化する中、建設工事従事者の安全や健康の確保、働き方改革等を通じた処遇の改善や地位の向上を図ることに加え、その成果や建設業全体の魅力を積極的に発信することにより、担い手確保を図ることが重要である。

このため、建設業が担う社会的役割やものづくりの楽しさといった魅力等を児童・生徒・学生等の若い世代を中心に社会に向けて発信することにより、社会での認知度向上を図るとともに、女性や若者の入職意欲の向上に努める。

【主な施策・取組】

【関係機関・団体の取組】

※これまでの建設業魅力発信パンフレットのQRコードを掲載

- **「いまいちばんアツい」パンフレット(令和2年3月)**
高校生以上の学生と保護者向けの、ICT施工により変わる現場や災害対応で地域のくらしを守る役割を伝えるパンフレット
- **「建設のしごと」パンフレット(令和2年3月)**
小学生向けに、建設業の魅力を発信するパンフレット
- **「未来は変わる。キミが変える。」ポスター、チラシ(令和2年3月)**
i-Constructionによる建設業のイメージアップと建設業への入職促進を目的としたポスターとチラシ
- **「恋する建設」パンフレット(平成28年9月)**
女性向けに、建設業での女性活躍について紹介するパンフレット

徳島県の建設業魅力PR活動

＜出前講座＞

＜防災フェスタ＞など

第4 「徳島県計画」の推進体制

建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善については、国等が実施する調査・研究の成果を積極的に活用しながら、徳島県と関係行政機関、関係団体が、「徳島県建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する推進会議(仮称)」を設置し、本計画に定められた施策を着実に推進していく。

第5 施策等の推進状況の点検と「徳島県計画」の見直し

「徳島県計画」に定める施策や具体的な取組等については、定期的に推進状況を点検するとともに、国の基本計画に変更があった場合など、概ね5年を目途に「徳島県計画」に検討を加え、必要があると認めるときには、速やかにこれを変更する。

**徳島県建設工事従事者の安全及び健康の確保並びに処遇の改善に関する計画策定委員会
委員**

氏名	所属	備考
谷本 悦久	徳島県県土整備部 副部長	会長
小島 祥圓	一般社団法人 徳島県建設業協会 常務理事 徳島県建設産業団体連合会 専務理事	
山中 義一	建設業労働災害防止協会 徳島県支部 事務局長	
中筋 章聡	一般社団法人 徳島県設備業協会 理事	
西尾 周平	徳島県建設業協会青年部 会長	
佐藤 佳世	株式会社北岡組 営業部働き方改革推進室 室長	
西田 昂平	株式会社大竹組	
坂口 龍希	有限会社高木建設	
尾形 佳祐	株式会社亀井組	
廣澤 祐太	井上建設株式会社	
相澤 洋	四国地方整備局建政部計画・建設産業課 課長	
渡邊 敬太	徳島労働局労働基準部健康安全課 課長	
安西 弘詞	徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課 課長	
神原 聡	徳島県県土整備部建設管理課 課長	